

## 第 14 回新潟水俣病施策推進審議会 会議録

- 開催日時：令和 6 年 2 月 15 日（木） 13 時 30 分から 15 時 20 分まで
- 場 所：新潟県庁行政庁舎 5 階 508 会議室 Web 会議システム（Zoom）併用
- 出席委員：樺島博志委員、河内泉委員、関礼子委員、前田秀子委員、丸田秋男委員、和泉哲章委員、渡邊登委員、曾我浩委員
- 欠席委員：橋本広一委員
- オブザーバー：新潟市保健衛生総務課長、五泉市健康福祉課長
- 新 潟 県：中村福祉保健部長、大田福祉保健部副部長、湯本生活衛生課長、武田参事、公害保健係環境と人間のふれあい館藤田館長
- 議 題： 1 新潟水俣病に関する動きについて  
2 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

### ■ 議事概要

#### 1 開会

#### 2 あいさつ（中村福祉保健部長）

※終了後、公務により中村福祉保健部長は退席

#### 3 審議会の開催成立

事務局から、第 14 回審議会が、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する定足数（過半数）を満たしており、審議会の開催は成立していることが報告された。

#### 4 委員の改選等

事務局より委員の改選について報告。  
委員の互選により丸田秋男委員を会長に選出。  
続いて丸田会長から渡邊登委員を会長職務代理者に指名。

#### 5 議題

##### 1 新潟水俣病に関する動きについて

事務局	資料1により『水俣病認定審査や訴訟の状況について』説明
丸田会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。
樺島委員	法律の事柄ですので、私の方から幾らか指摘させていただきたいところがございます。 まず、係争中の行政訴訟である認定義務付け訴訟について、公健法の認定状況で、棄却の方が令和4年から相当数いるが、この方々の中から8名が原告になっているということでしょうか。それとも、もっと前に棄却された方の抗告訴訟をやっているのでしょうか。
丸田会長	では、事務局お願いします。
長谷川副参事 (事務局)	はい。資料1に記載の審査会よりも前の審査会で棄却された方です。
樺島委員	近時の方ではないということですね。
長谷川副参事 (事務局)	令和4年、5年に審査された方についてご説明しましたけれども、それよりも前の方です。
樺島委員	平成31年提訴ということは、それ以前に棄却を受けた方ですよ。
長谷川副参事 (事務局)	そうです。
樺島委員	いわゆる訴訟参加といいますか、追加提訴という形ではないという。
長谷川副参事 (事務局)	そうです。
樺島委員	そうしますと、そのことを前提に認定審査状況をお伺いしたいが、各回で10数名ずつ棄却ということだが、棄却された方々のその後の状況について、お伺いしたいです。

丸田会長	では引き続き、お願いします。
長谷川副参事 (事務局)	その後の状況といいますと、再申請されたとか、そういうことについてでしょうか。
樺島委員	要するに、何もしないで放っておかれているのか、あるいは県条例の対象になっているのかとか、順序で言うと特措法がございまして、もう申請は締め切られています、そういうもので何らかカバーされているのか、それとも全く何もしないのかお伺いしたいです。そこが条例の中で一番大事なところかなと思います。
長谷川副参事 (事務局)	認定申請を棄却された中で、条例に基づく福祉手当をもらっている方もいらっしゃいます。 また、認定申請を棄却された方に訪問保健指導のご案内もしております。
樺島委員	条例の対象者ということでしょうか。
長谷川副参事 (事務局)	事業は条例に基づいて実施しております。
樺島委員	なるほど。続いて、現在係争の抗告訴訟の状況について、新潟県は被告ですので、裁判の上で難しいところがあるかもしれませんが、水俣病事件をめぐる抗告訴訟については、いわゆる溝口訴訟という最高裁で判例が確定したものがございまして、もう1つの大阪訴訟と合わせて同じ日に最高裁で確定したんですけども、いわゆる公健法の昭和52年判断条件という、今でもおそらく生きている、当時の環境庁から環境保健部長通知として発出されたものですが、その中で示されたいわゆる組み合わせ基準というものを否定した最高裁の判例が確定しております。 このことについて、現在の訴訟において、新潟県として、溝口訴訟を踏まえた基準で、立場をお取りになっているのか。それとも、公健法、すなわち、52年判断条件に則った基準で、認定申請棄却処分は妥当だというお立場をとっておられるか聞きたいです。
丸田会長	はい。では、事務局お願いします。
長谷川副参事 (事務局)	公健法の認定申請にかかる業務については、法定受託事務ということで県はやっておりますので、あくまでも国の通知等によっ

とった形で、審査会で審査していただいております、その結果を受け、処分を行っております。

樺島委員

昭和 52 年条件を前提として、審査、訴訟をおこなっているということでしょうか。

長谷川副参事  
(事務局)

法定受託事務ということになるので、国の基準等に照らし合わせた中で、判断をしていかざるを得ないと思っています。

樺島委員

意見を言わせていただけると、昭和 52 年判断条件は、先ほど申しましたように最高裁の方で否定する判決が下されていて、判例として確定しておりますので、私からは、最高裁基準を踏まえた仕方で認定業務を実施いただけないかということ、意見として申し上げます。これはお答え結構でございます。

丸田会長

ご意見として承っておいてよろしいでしょうか。  
事務局から特にコメントはよろしいですか。

長谷川副参事  
(事務局)

はい。

丸田会長

ありがとうございました。  
他に、関委員ございますか。

関委員

はい。

丸田会長

では、関委員お願いします。

関委員

今のお話の中での受け答えで、わからないところがあったので、確認させていただきたいです。認定審査会が開かれて、棄却相当になった方々について、例えば、条例上の新潟水俣病という定義においては、認定されていなくても、認定されていても、新潟水俣病患者であるということで、認定されていない新潟水俣病患者さんに対しては、新潟県からの福祉手当があるということですが、そのご案内とかは当然しているということによろしいんですね。

長谷川副参事  
(事務局)

制度につきましては、ホームページ等で周知しております。また、すでに手当を支給されている方につきましては、引き続き、手当が続きますというお話をさせてもらっています。

丸田会長

確認取れましたでしょうか。よろしいでしょうか。

関委員

棄却された皆さんは福祉手当の制度について周知されているということでしょうか。

要するに認定申請をするような対象者に関しては周知してあって、対象者の方が情報を知らないということはないような状況をこれまで作ってきたかと思っていたんですが、今も作っているということでしょうか。

そういう制度があるということは、もう皆さんお分かりになっているということでしょうか。

長谷川副参事  
(事務局)

お分かりになっているかどうかというところは、周知が足りないところもあるかもしれませんが、周知はしております。

関委員

条例を作るとき、条例を作る前も、待ちの姿勢ではなくって、積極的に救済されるような、新潟県として支えるような体制をとっていくということだったかと思いましたので、そこを確認させていただきたいです。

丸田会長

では改めて、確認いただけますか。

長谷川副参事  
(事務局)

認定申請をいただいた段階でご案内をしております。

関委員

要するに棄却になる前に、新潟県としてできる手当はしているということですね。

長谷川副参事  
(事務局)

そうです。

関委員

その上で、公健法の認定申請に係る業務は法定受託事務であって、県では、ある意味権限がないので、それに従わなくてはいけないという状況であると、ダブルスタンダードになっているということですね。その問題点についても、折々に国にお伝えしているということでしょうか。

長谷川副参事  
(事務局)

要望しております。

関委員

そうですね。

はい。わかりました。

丸田会長

よろしいでしょうか。  
ありがとうございました。  
他にいかがですか。

樺島委員

また要望みたいな話で恐縮ですが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟のお話もさせていただきたいと思います。昨年9月に大阪地裁で判決が出まして、いろんな観点から重要なこと、先ほど申しました水俣病の認定基準についても、非常に一步踏み込んだといえるでしょうか、関西訴訟の最高裁判決よりもさらに踏み込んだ判決が出ておまして、私、新潟県との関係で1つ重要なポイントになるのは、いわゆる曝露歴の範囲を非常に広げる、時期的にも後ろにずらして、関西訴訟の最高裁の基準で言うと、曝露が終わって4年で遅発性の水俣病を発症するという基準だったんですが、これも必ずしも4年以内に発症するとは限らないという形で取り扱っておりますし、範囲においても、汚染地域とされた以外はかなり広範な不知火海沿岸の地域を含めて曝露歴を認めているということで、新潟においても、曝露歴が、いわゆる汚染水が止まったと想定される1965年をとっていらっしゃると思いますが、私毎年同じこと言っているんですけど、もう少し後ろにずらすことはできないのでしょうか。遅発水俣病、あるいは長期微量汚染の影響ということで、1965年の何月か忘れちゃったけど、その時点で切るっていうのが果たして妥当かということを検証してくださいと毎年申し上げております。ぜひ、このノーモア・ミナマタ近畿訴訟の大阪地裁の基準を踏まえまして、再検討いただけないかなということがございます。

もう1点、先ほども触れたところで、もちろん新潟県の条例は非常に素晴らしい、病像に関しても広く取っていらっしゃるということではありますが、ノーモア・ミナマタ訴訟の関係で言いますと、特措法の締め切りの後に発症した方々が原告になっているので、もちろん国の事務だと思えますが、特措法の締め切りが果たして妥当だったかということが問題となってくると思いますので、環境省等に、特措法の再開について、すなわち210万円の一時金の支給という条例でカバーできない部分について、ぜひ環境省の方と、前向きにご協議をいただきたいと要望します。

丸田会長

はい。毎年、樺島委員からご意見いただいているところでありますので、その2点について、今日の審議会の場面でコメントがあればコメントしていただきたいと思いますし、意見として受けとめさせていただいてということであれば、そのように取り扱いたいと思いますがいかがでしょうか。

長谷川副参事 (事務局)	審査会の事務というのは法定受託事務ですが、ただ、我々としても現在、全国でも訴訟が続いているという状況もありますので、解決に向けて救済制度の枠組みを抜本的に見直して欲しいと毎年国に要望をしておりますので、これは引き続きやっていきたいと思っております。
樺島委員	どうぞよろしくお願ひいたします。 ありがとうございます。
丸田会長	樺島委員ありがとうございました。 他の委員の方々いかがでしょうか。
関委員	毎年、おっしゃっているということですが、これは問題かもしれないと思っております、すべて毎年同じ議論をして、承りましたで次の年が来るといふ、要はセレモニー化してしまっているということなので、条例ができてから時期も過ぎましたし、一旦、集中的に議論をして、認識をアップデートするところはアップデートできればいいのかなと考えますがいかがでしょうか。
丸田会長	その点いかがですか。
長谷川副参事 (事務局)	先ほど樺島先生からもご発言がありましたが、まだ裁判など動いているところもありますので、今後の裁判の動きも見ながら検討していく必要があるかと思ひます。
関委員	それは抗告訴訟の方でしょうか。
長谷川副参事 (事務局)	ノーモア・ミナマタ訴訟も含めてですね。
関委員	裁判は裁判で、新潟県は県としてやっていくということで、それこそ条例に至る段階でも、懇談会をやっている段階でも、途中で裁判が起きたときはあつたんですが、裁判の判断は裁判の判断で、新潟県としての見識は新潟県として作るという姿勢を保つことは、これまでの新潟県の実績から見ても重要なことかなと思ひますので、ご検討いただければと思ひます。
丸田会長	そうですね。 いかがでしょうか。

湯本課長  
(事務局)

事務局の生活衛生課の湯本といいます。  
今の点につきまして、検討を繰り返すというのも、確かにいかななものかと思えます。  
また、今日の議題が終わった後に、患者団体から審議会宛てに来ております要請書について情報提供させていただきます。  
その要請書を踏まえて、今のご意見をどのように考えていくか審議会の皆様からもご意見をいただきたいと考えているところでございます。

丸田会長

渡邊委員、何かありますか。

渡邊委員

今、お二方の先生がおっしゃったように、関委員が言われたように、アップデートをしていかなければいけないと思います。とりわけ、来年2025年には新潟水俣病公式確認60年となりますが、2015年には公式確認50年ということで、宣言を出しています。  
それを踏まえて、10年経って、いったい何ができて何ができなかったのかということ、真摯に、前を向きながら検討していかなければいけないのではないかと思います。やはり、毎回毎回繰り返し検討というのでは、立ち止まったままになりますので、とりわけ、新潟県は非常にこの水俣病に関して、真摯に取り組んでこられた歴史、経緯がございますので、そうした歴史、経緯を踏まえて、また新たに一步踏み出すという形で、アップデートを目指して検討することが必要なのではないかと私も思います。

丸田会長

ありがとうございました。  
今日、審議事項が終えた後、県の方から委員の方々にご相談したい事柄があります。そのことと絡めて、今問題提起いただいたことを、どう具体的にプロセスを作っていくのか、ご相談の機会を持たせていただければと思いますが、課長の方からコメントがありましたらお願いいたします。

湯本課長  
(事務局)

今ほどのアップデートの件について、アップデートするにしても、きっかけも必要になってきますので、それをどのように情報収集していくか、また判断していくかということも重要なものかなと思っております。このあとご説明させていただく令和5年度の施策の取り組み状況、新規事業を踏まえてご意見をいただけたらと思っております。

丸田会長

よろしいでしょうか。  
ありがとうございました。

## 2 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

事務局

資料2-1及び2-2により『今年度の取組について』説明

丸田会長

はい。ありがとうございました。少し丁寧に説明をしていただきました。

それでは委員の皆様から取組みの内容に関する質問、更には基本的な施策の今後の展開の方向性などについて、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どなたからでも御発言をお願いいたします。

では曾我委員お願いいたします。

曾我委員

はい。初めてお話をさせていただきます。阿賀野患者会の曾我です。今年2月に阿賀野患者会と水俣病共闘会議から審議会に対して要請書を出しています。

2009年4月からの新潟水俣病福祉手当支給要綱ができて、月額7,000円頂いております。大変皆さん感謝しております。その運用につきまして、昭和40年12月末以前に魚を食べた方が対象になるということで、その後魚を食べた申請者は全員支給されていないわけですが、昭和41年以降も昭和53年度の安全宣言が出されるまでの間に何らかの影響があったのではないかとという研究結果なども出ておりますので、ぜひ昭和41年1月以降の申請者についても福祉手当を支給していただくように、2015年12月以降、度々審議会に対して資料を出して要請してきたわけですが、やはり阿賀野川の汚染実態と被害の事実を直視しまして、被害者を社会全体で支えるという条例の趣旨から見ましても、ぜひ前向きに検討していただきまして、支給条件を見直していただきたいと思っております。

私も41年過ぎから40年間阿賀野川のほとりで仕事をしてきましたので、私も昭和53年まで結構食べているんですが、やはりおかしい方いらっしゃると思いますので、ぜひ見直しをお願いしたいと思います。

それからもう1点、祈念式典につきましては長年の要望でありましたものを今年度実施していただきまして大変感謝しております。皆さん喜んでおります。しかし、形式的な面があり、せっかく国、行政、患者団体、企業も集まったんですが、交流の場が全くなく、どこのどなたが来ていらっしゃるのか分からないこともあったので、式典の前後になるかと思っておりますけど、顔合わせをして、挨拶ぐらいできたらよかったなと思っておりますので、ぜひ御配慮をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

丸田会長	さて、1点目についてはどうされますか。審理を終えた後、事務局の方から委員に情報提供し、議論いただくということでしょうか。
長谷川副参事 (事務局)	はい。
丸田会長	患者会から要請を受けておりますので、後ほど要請書をお渡ししながら、御相談させていただきたいと思います。 2点目は要望でありますので、コメントがありましたらお願いいたします。
樺島委員	待ってください。1点目について、後でということは議事に残らないということですか。
湯本課長 (事務局)	残ります。
樺島委員	今、曾我委員に御指摘いただいた点が、まさに私が先ほどノーモア・ミナマタ近畿訴訟の第1審判決の関連で申し上げた点でございまして、昭和40年、1965年時点で線を引くのはいかがかということ。去年9月の大阪地裁の判決は、このような仕方の線引きを否定的に捉えていると私は理解しておりますし、改めてこの裁判をきっかけに、この線引きの仕方を見直す時期ではないかなということで、私からもぜひこの1965年の12月時点で福祉手当の対象を切るということは、もう1度見直していただきたいと重ねて要望します。
関委員	関連して一言申し上げておきますと、条例を作った国の基準を援用するといったときに、新潟水俣病に関して言えば、若年層の被害というのがほとんどまだ問題になっていなかった時期だったので、昭和40年12月末で切るということに対して、非常に大きな意味を持たせてその時に考えた、援用したというわけではなくて、国の基準を援用したら、たまたま昭和40年12月末という基準も一緒にくっついてきたという。当初の意味はさほど大きくなかったということはお伝えしておきたいと思います。
丸田会長	そうですね。ありがとうございました。 では2点目、要望でありますのでいかがですか。
長谷川副参事	引き続き皆さんの意見を伺いながら進めて行きたいと思いま

(事務局) す。

丸田会長 ぜひ意見を尊重していただければと思います。  
では、繰り返しますが、取組の内容に関する質問、それからこれからの施策の展開の方向性などについて、御意見がございましたらぜひお願いしたいと思います。

和泉委員 はい。

丸田会長 お願いします。

和泉委員 いくつかお願いいたします。まず、先ほどお話がありました新潟水俣病の学習サポーター事業というのは、とても大事な取組みだと思います。私も今年度いくつかの学校へ職員の研修に行ってお話させてもらったことがあります。非常に教員の皆さんは話を聞いて本当に心から納得し、意欲が湧いてくるわけです。ですので、サポーター事業で教員研修へのサポートをすることはとても大事なことだと思います。ただ、残念ながら若干周知が足りなくて、そういうニーズは、おそらく潜在的にはあるのだと思いますが、若干周知が足りなくて、結局私のところは知り合いのところから依頼があるという感じなので、もう少し周知をしていただくといいかなと思います。例えば、県立の歴史博物館は、校長会の冒頭に来て、事業の紹介をしてくださるんですね。そうすると、修学旅行で立ち寄ってみようかということもあるので、そのような形での周知もあるかなと思います。

それから、私も小中学校の教師用指導要領に関わってきたので、とても大事な資料だと思いますが、実は今年度から高校で、「公共」という教科が始まったんです。それでこれは教育図書なんです。功利主義と義務論の次に「水俣病を考える」という教材が用意されているんです。

丸田会長 これは中学校の教育図書でしょうか。

和泉委員 高校です。「公共」は今年度から高校で始まった新しい教科です。これまで教育現場は小中に向いていましたが、教訓を伝えたり考えを深めたりする点では「公共」の教科が出来て、こういうことが実際に動き始めているので、ここに新潟水俣病のことを載せるのも私はとても良いことなのではないかなと思っております。ですので、高校への働きかけももう少しあっても良いのではないかなと思います。

今、中学校の教科書の検定作業が進んでいますが、新しく令和

7年度使用の教科書の中には新潟水俣病を扱ったものもあるので、昔のことのようになっている方もいるんですが、今新しい教科書で水俣病が使われたり、新潟水俣病を扱おうとしているので、この機会に、私たちが狙っている「教訓を伝える」、または「水俣病についてもう1回考えて、二度と繰り返さないようにする」という教育の大事な側面を考えると、そういう働きかけもこれから必要なんじゃないかと思っております。

もう1点、私の勤めている学校で毎回ふれあい館を活用させてもらって、子どもたち本当によく勉強して、心から学んで帰ってきます。1番効果があるのがやはり語り部さんのお話なんですね。ところが、高齢化が進んでいて、私が若いころ利用した時には、白新中学校に近さんに来てもらったり、小武さんに来てもらったりして授業したんですが、そういうことが難しくなっていて、ふれあい館に行っても語り部さんが次々に変わっていく、減っていくという状況があります。ですので、例えば文字として小武さんのお話は残っているんですが、ああいうのが映像として残っていて、ふれあい館に行ったら小武さんの話が聞けるとかそういった方のお話を聞けるとかいったものを準備していくことが必要かと思えます。

**渡邊委員**

(映像は) あります。

**和泉委員**

ありますか。そういったことも必要かなと思います。

そして、語り部さんの多くは被害者、患者さんご本人ですが、例えば水俣に行くと、杉本肇さんら、息子さんが、自分が見てきた親の姿とか、そういったものを語ってくれているので、こういう若い人が語り部になれるような、そんなことを考えていった方がいいのかなと感じております。

**丸田会長**

ありがとうございます。具体的な提案をいただきました。

コメントがあるとすれば環境と人間のふれあい館の藤田館長でしょうか。

**ふれあい館  
藤田館長**

和泉委員ありがとうございます。3点ほどお話いただきましたが、まずは、サポーター事業につきまして、今まで周知がちょっと足りなかったのかなと思っております。私も各学校にお邪魔してお話をさせていただく際には学校の方にこういった制度もあるのでご利用してくださいという話はさせてもらっているんですが、和泉委員が言われたように校長会とかにお邪魔させていただいて、お話をさせていただくような機会を設けたいなと思っております。

次に、高校への働きかけについて、昨年度は小学校のご利用が開館以来1番多かった年で、かなり小学校にはおいでいただいているんですが、中学校、高校に入るとガクッと落ちてしまうということをおもも非常に問題視をしております。ですので、引き続き小学校で勉強して、中学、高校と、また新たな段階で勉強していただけるように提供していきたいと思っております。その際にPRをどうやればいいのかとか、具体的なものがあれば、個別で御指導いただければと思っております。

最後に、語り部の部分ですけれども、曾我委員に語り部をお願いしているのですが、どちらかというと曾我さんが若手の方になるんですね。上は小武さんみたいにまもなく米寿になるような方で、昔であれば遠くの学校までお連れして話を聞いていただいていたんですが、そういう対応が困難になってきているという状況がございます。先ほど言われた患者さんのお子さんという世代を代えた形の部分も頭にありますし、当座の対応として、曾我委員から最初に対応していただいたんですが、インターネットを使って、遠くの離れた学校に語り部として話をさせていただくという方法を、今年度何回か試しにさせていただいて、この方法であれば、語り部の方からふれあい館に来ていただいて、ふれあい館から遠くの学校に直接語りかけることができ、双方向ですので、向こうの子どもさんからも質問を受けて、その場でお答えもできるので、そういった新しい技術等も活用しながらいろいろと対応を考えていきたいと考えております。

#### 丸田会長

ありがとうございました。今後、ふれあい館の管理運営協議会が予定されていますので、その中で、今日いただいた意見もぜひ紹介しながら、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それから高校へのアプローチに関しては、ふれあい館の管理運営協議会の中でも何回となく話題になるんですが、なかなか前に進んでないところがあります。

義務教育との連携は深まりつつあるんですが、高校教育との連携のところに関しては何か具体的方法といいますか、アプローチの方向性がありましたら、少しアドバイスいただければと思っております。

#### 和泉委員

実際に、「公共」という教科ができて、授業として行われていて、この教科書の中には水俣病を扱っている部分もあるわけなので、どの教科書を使うかは別として、公共政策という、今の倫理という意味では、とても大事な視点なんじゃないかなと思っております。

この教科書は、前の文科副大臣もされて、慶応と東大で公共政策をされている鈴木寛先生とドラゴン桜の編集者である佐渡島庸

平さんを中心に作られた新しい教科書ということですので、そういう意味では参考になるかなと思います。

丸田会長

関連したご意見がありましたらいかがですか。

関委員

そうですね。義務教育ということであれば、この審議会ですべて委員をやっておられた寺田先生が教育委員会との連携を非常に重視しておりましたが、大学の方は上手くいっていると思いますが、高等学校にどのようなルートを使ってやっていけばいいのか。

丸田会長

高等学校教育課ですかね。

和泉委員

というルートも考えられます。

関委員

教科書も高校ごとにいろいろと選択しますよね。

和泉委員

教科書は学校によって違うので、どういう教材を選ぶかによって多少違いはあるかと思いますが、ただ、高校も学習指導要領があります。小学校もそうですね。小学5年生でなぜ水俣病を扱うのかというと、小学5年生の教材の中に四大公害病があるからなんです。そして、中学3年生に公民で公害問題を扱っているから、小学5年生と中学3年生という扱いなので、高校も「公共」という教科が明らかに出てきたので、その可能性が増えたんじゃないかなと思います。

関委員

それを弾みにして、例えば県外からの修学旅行とか、あるいは研修の場に非常に良い場所であるというような形で、広報戦略とか、発信の仕方を変えていくっていうのも1つありますよね。要するに、新潟の魅力を感じていただくときに、新潟水俣病についても、ぜひお立ち寄りいただくとか、あるいはその逆とかということで、目的地にさせていただくような試みを、詰めて議論しないと、アイデア出したけれどもそのままになってしまうということになりますので。詰めた議論をしていただければと思います。

和泉委員

阿賀町で奥阿賀観光といって修学旅行として、今、かなり東京、関東から来ていて、また民泊したりして、そういう生徒の数が増えているように思います。例えば、ああいうところとまた連携するのも1つ良い方法ではないかと思います。

丸田会長

ご意見ありましたらお願いします。

渡邊委員

私も教科書を調べたことございまして、やはり教育というのは非常に重要なものですから、それは和泉委員のご専門かと思いますが、確かに小学校5年の社会の下、中学校では公民、高校では現代社会、それから地理、政治経済で四大公害を扱いますが内容が薄いんですよ。ただ、総合学習の時間でテーマを選ぶに当たり、水俣病を選んでいる教科書が1点ありました。ただ、それも先生がその教科書を選ぶかどうかになってしまうので、なかなかどうも上手くいかないような感じがしています。しかし、今、関委員が言ったように、どうやってアプローチをしていくか、選定していくかということが、非常に重要だなと思っています。

また、さきほど和泉委員がおっしゃったように、高校にどうやってアプローチするかという点については、教育委員会なんだろうと思います。現状で関心を持っている先生が、その中で教えていってくださっているという、すごく個人的な努力に頼っているところがあるので、それをどう広げていくかっていうことは、やはり重大だと思います。高校はスポッと空いてしまっているんですよ。それに対して、やはりアプローチを考えていかなければいけないなと思います。高校でそういう教科書が出たというのは、とてもありがたいなと思います。あとは、それを選んでいただけるかどうかだと思います。

丸田会長

ありがとうございました。他の委員の方々いかがでしょうか。

前田委員

本当にいろいろな事業をされているなという中で、またいろんなご意見をいただきまして、そのとおりだなと思いました。

子どもたちも、今、みんなタブレットを持っているので、そういうものを活用したものだと、そこに足を運ばなくても、授業に取り入れたりできるのかなあと思いました。

あとは、保健指導等で保健師さんが訪問した時には、健康状態だけではなくて、家族のことやいろんなお話聞くというお話が事務局からありましたけど、今、問題を抱えている方は、問題が1つだけということではなくて、複合的な課題を抱えている方がたくさんいますので、窓口の相談に来られた時とか訪問された時とかに、健康だけではなく、何か困っていることはないですかというようなことを一言を聞いていただいて、それをまたどこかに繋いでいただけると、その方たちの福祉の増進という意味で、また、それだけに限らず聞いていただけると嬉しいかなと思います。

丸田会長

ありがとうございました。

小武さんからも、健康チェックで帰るのではなくて、健康チェ

ックの後に、笹団子の話をしたり、あるいは沢庵の漬け方の話をしたりして、それを保健師さんとコミュニケーション取りたいというふうな声も届いております。ありがとうございます。

河内先生いかがでしょうか。

## 河内委員

エンパワーメントをいかに発揮するかは、大変重要な課題です。弱みをサポートするだけではなく、弱みを強みに転換することで、新潟県のあり方を発信する機会にしなければいけないと感じています。

なぜかといいますと、日本国だけではなく世界を見渡せば、同じような公害の事例が今もまだある。新潟県のこれまでの歴史を世界に向けて発信し、公害のない世界にしていく。

例えば、同じように水銀の公害問題に困ってらっしゃる国に対して、新潟県が持つ経験を発信することは大変重要なことだと思っております。

子どもさんの教育もそうで、その背景として、資料2-1の25ページに記載の資料整備促進事業はとても重要だと思っております。いかに資料を散逸させないで集積していくか、これが未来の教育及び世界に向けての情報発信に繋がるのではないかと思います。紙媒体のものだけではなくて、動画を含めたものを集積することも重要だと感じています。

私自身は、新潟大学の学生ゼミで、ある集落を訪れた経験がございます。当事者の方々が語り部として私たち新潟大学の学生に様々なことを話してくださりました。坂東先生もいらっしゃったと記憶しております。ただ、やはり20年、30年経つと、語り部の方が少なくなってくる。未来に向けて、過去の資料を整備していただくことは、大変重要になってくると思います。

もう1つ、私自身が少し気になっているところがございます。新潟水俣病患者の健康福祉対策でございます。

昨今、能登半島の地震がございました。災害関連死では障害を持った患者さんが亡くなられるケースが非常に多いということが報道されております。

災害関連死、直接死を防ぐために、障害を持った方、この場では水俣病を持っている患者さんに対して何かサポートできないか、何か災害に対する計画などできないかということも、喫緊の課題として考える必要があるのではないかと感じるところでございます。

## 丸田会長

問題提起をいただきました。関連してご意見があればお願いします。

関委員

資料整備事業の重要性を非常に強く語っていただきましたが、これは資料館ができた時からの問題で、資料を整理する、要するに物だけあっても駄目で、これを使う人がいて、使う人とその資料を繋げるような、そういう仕組みがなくはないということ、そこを充実させるためには、資料が整理できるようなアーキビストとかそういう方々をぜひ配置して、あるいは資料を保管するのに適切な空間が欲しいということも、これ前々から言われていて課題になってきたので、積極的なスタンスで、新潟の魅力発信の一環としてではないですが、資料に関しては本当に重要な資料、貴重な資料ございますので、その位置づけを変えて、これから集積と同時に保管をしていっていただければと思います。この機会にぜひそういうような手当をしていただければと思います。

丸田会長

一旦、県からコメントありますでしょうか。

ふれあい館  
藤田館長

はい。私どもも、資料というのは非常に重要だと認識はしております。今、お願いして一生懸命やってもらっているのは、資料目録をきちんと作って、どこにこういった資料があるということ、すぐわかるようにすることが必要と考え、それを目標として、お願いして鋭意整備をしていただいているところでございます。

丸田会長

ありがとうございます。  
もう少し時間がありますので、意見の交換をしたいと思います。  
お願いします。

樺島委員

先ほど曾我委員から、ご要望がありました式典のことでお伺いしたいことがありまして、今日も被災者の会の橋本委員はお見えでいらっしゃるし、私の認識では、被災者の会は若干ふれあい館に距離があるかなというふうに認識していますが、昨年式の被災者の会の方々のご参加の状況はどうだったのでしょうか。

長谷川副参事  
(事務局)

欠席です。

樺島委員

昨年のこの審議会でも申し上げましたが、患者間の分断を生むような形で前に進むということは、かなり慎重であっていただきたいですし、ぜひ被災者の会も、本日この場にもお越しになっておられないし、我々インクルードという言い方しますが、「もやい直し」というのは難しいと私も思いますが、被災者の会の方々、距離を感じる形ですとこれでいいということは違うかなと思う

んですね。だから、最初は距離を感じていらっしやっても、できるだけ入っていただけるように、やっぱりそこは待っているのではなくて、アプローチが必要ではないかなと私は思います。

長谷川副参事  
(事務局)

我々もそこは全く同じです。ですので、去年も式典についての意見交換を皆さんとした後などに、こんなお話をみんなでしましたということを報告しに行っています。

樺島委員

今年とか、式典に参加されそうですか。

長谷川副参事  
(事務局)

それは相手様次第かと思います。去年から式典の打ち合わせをするごとに、回数を重ねて、何度も共通の認識を持っていただきたいということで、話はさせてもらっていますし、つい先日も、お邪魔してきました。

樺島委員

私も難しいと認識はしておりますが、ぜひ、お願いします。

もう1点、福祉手当にしても、昭和40年の線引きがやはり気になっていて、新潟水俣病の教訓といいますか、経験の承継という点でも、私と同世代の方々が、ノーモアの近畿訴訟の原告でいらっしやるんですね。今回賠償を取れましたが、新潟の方が熊本より新しいので私と同世代の方がいらっしやるはずなんですよ。すなわち、私は1967年生まれなんですけど、この新潟の基準で言うと、私は対象外になります。

ですが、熊本では1967年ぐらいの生まれの方が、幼児期に曝露を受けて、遅発性で現在水俣病として損害賠償を得られています。新潟でも、先ほど曾我委員おっしゃった1977年、昭和53年という線引きがどうかということは、医学的な問題もあるので、そこは河内委員からご意見をいただきたいですが、1965年というのは、余りにも古すぎると思います。どの辺まで広げることができるか分かりませんが、曝露歴を広くとっていただくと、先ほどの語り部の問題もそうですが、私と同世代の方がいらっしやると思うので、もちろんその方は、お父さんお母さんからご飯を食べさせてもらって、曝露していると思いますから、世代的にも、家族の経験とかもあると思いますし、語り部を承継できると思います。

したがって、私も今仕事しているし、私と同世代の方が語り部をしてくれるというのは、時間的に難しい方もたくさんいらっしやると思いますが、徐々にそういう世代をつなぐということは、この線引きを後ろにすればするほど可能になるのかなと思います。だから、線引きをまず見直していただいて、このグループの人たちが水俣病の被害を受けた人たちですって言った中で、ボランティアを募って語り部をしていただくっていう形、だから、

まずは範囲を広げないことには途絶えてしまう気がしました。

丸田会長

施策の展開のヒントをいただいたように、私は受けとめております。

他の委員の方々、別の視点でも構いませんので、意見がありましたらお願いいたします。

関委員

要望をまだ聞かないうちに今のお話を受けてということですが、以前、同じように、患者団体の方から、昭和40年12月末以降という基準をめぐり、新潟水俣病の定義の中に入らないかというようなご依頼があり、ご本人にも、あるいは患者団体の方にも来ていただいて、意見聴取などをした経緯があったと思います。

その際には、その時点では見直すことができないけれども、次に新たな状況が生まれたときには、きちんと検討しましょうというような手筈でございました。

その意味から言えば、今お話にあった新たな判例が1つ生まれたということ、新潟水俣病の定義の中で新たな関連を付け加えたところで、もう一度、期限を区切るこの意味について、功罪について、考えるべき時が来たのではないかといえるかと思いません。

もちろん、教訓を伝えることも重要かもしれませんが、被害者の方を社会で支えるということが第一義的なのであれば、何よりも被害者の方々が納得のいくような議論と施策が一番重要かと思えますので、それを原点に置いて議論をするということが必要だと思えます。

丸田会長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

樺島委員

私の研究で、大阪の裁判の判決がどのくらいまで若い人を水俣病だと認めたか申し上げますと、熊本では1968年に政府が公式見解を出して公害病だということになりまして、その時点では確実に熊本でも汚染水の排水がストップしています。ところが、大阪地裁で認められた一番若い方は、いわゆる仕切り網って言って魚が動かない網を設置した1974年まで、だから1968年に毒が止まったが、1974年までは毒の影響があったというのが、今年の9月に大阪地裁で出された判決の中身です。

その点で言うと、先ほど曾我委員からご指摘いただいた1978年というのは、大阪地裁の判決を前提とすると使えるようなラインなのかなという気がしなくはないです。

関委員	<p>同じようなラインで、阿賀野川流域で考えたら、安全宣言というのがわかりやすいケースではないでしょうか。要するに、仕切り網と同じように考えますと。</p>
樺島委員	<p>はい。私もそうかなという印象は受けているので、これも1つの考え方、方向性だということで検討していただければと思います。</p>
丸田会長	<p>ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。 ここまでの意見交換を踏まえて行政の方から何かコメントありますでしょうか。 では、今までいただいた意見につきましては、今後の施策の展開の中で、ぜひ反映していただけるように、ご検討いただければと思います。 議題につきましては以上で終わりになります。 最後に、事務局から何かあれば、お願いいたします。</p>
湯本課長 (事務局)	<p>はい。今、資料を配布させていただきます。  (要望書配布)</p>
湯本課長 (事務局)	<p>先般、令和6年2月6日、火曜日に、この施策推進審議会に宛てまして、改めて、新潟水俣病福祉手当支給要綱の見直しを求める要請書が新潟水俣病阿賀野患者会、新潟水俣病共闘会議の連名で提出されました。 今回新しく就任された委員もいらっしゃいますので、要請の過去の経緯を含めて、長谷川副参事から説明させていただきます。</p>
長谷川副参事 (事務局)	<p>それでは私の方から説明させていただきます。 今ほどの委員の皆様のやりとりの中でも触れられておりますので、繰り返しになるところもございますが、新任の委員の方もいらっしゃいますので、改めてご説明させていただきます。 今ほどお話したのが、先ほど資料2-1の5ページにあります、新潟水俣病福祉手当に関するものです。 この新潟水俣病福祉手当ですけれども、平成21年から月7,000円ということで支給をさせていただいております。 平成27年度に、受給要件の見直しということで、新潟水俣病阿賀野患者会、それから新潟水俣病共闘会議の連名で、この審議会宛てに要請がありました。これに対しまして、審議会内に、福祉手当の制度の創設に携わっていただいた4名の委員を専門委員と</p>

して、専門委員会を設置して5回の議論を重ねていただきました。その結果、受給資格の条件については、これまでに明らかになった調査や研究成果を考慮しても、県として独自の基準を設けるための理由付けは難しいのではないかとということで、現時点においては国の基準の援用を継続せざるを得ないとされました。ただ、今後新たな知見等が示されて、また国において基準の変更が行われるなどした場合には、再度検討を行うことが望ましいと県にご意見をいただいた経緯がございます。

今回の要請というのは、その結果に対しまして、改めて福祉手当の受給要件の見直しをとということでの要請だと受け止めております。

要請書につきましては、今ほど課長が申しあげましたように、令和6年2月6日に提出がございました。

ちょうどこの審議会の委員の改選時期と重なっておりまして、またその時点では会長という立場の方も不在ということでございましたので、事務局で預かっておりましたが、本日、丸田会長が選任されましたので、今後の要請書への対応につきましては、丸田会長とご相談させていただきながら、検討を進めたいと事務局では考えているところです。

丸田会長

ありがとうございました。

私からですが、この要請書につきましては、審議会宛てにいただいているものであります。

したがいまして、審議会の会長である私と、それから審議会の事務局であります、生活衛生課との間で、まず検討させていただきたいと思っております。

そして、今後の進め方につきましては、その都度、委員の皆様の方にお知らせをしながら、プロセスを作っていければと考えておりますがいかがでしょうか。ご意見があれば承りたいと思えます。

樺島委員

繰り返して恐縮ではございますが、この場で意見だけは申し上げておきたいと思えます。こちらの要請書の1ページの2に記載されている、現時点においては国の総合対策医療事業の基準を援用するというので、昭和40年末で切っているということですが、この総合対策医療事業は、私の認識では、1995年の政治解決のときに使った基準ではないかと思えます。260万円支給の基準だと思えます。もう30年ぐらい前の基準でありまして、さすがに古いかないと思えます。

また、要請書の3に記載がありますように、新潟についても、抗告第1次訴訟で東京高裁判決が、民事の第3次訴訟でも東京高

裁判決が出ています。抗告訴訟では昭和 48 年まで、第 3 次訴訟では昭和 51 年までということで、先ほど申しましたように、関西訴訟の最高裁で確定したのは、曝露から 4 年後っていうところで線を引いているんですが、その後こうした下級審で、それよりもっと後でも、遅発性水俣病を発症し得るという判断も出ているし、申しましたように昨年 9 月の大阪地裁の判断でもそうだしということで、やはりこの 1995 年の政治解決のときの基準というのは、今の目から見たら古くないですかねということ是指摘させていただきたいです。

したがって、ぜひ改めて、こうした裁判の結果も踏まえて、見直す非常にいいきっかけというか、いい時期ではないかと意見します。

丸田会長

ありがとうございました。  
他にご意見ありますでしょうか。

関委員

私も、新たな知見が裁判で示されてきたということは、やはり重く受けとめて、新潟として、これまで何度か要望があったことに関して、基準ということで突っぱねてきたんですが、その突っぱね方ってというのが、ともすれば我々がこの条例を作ったときに批判してきた国と患者さんたちのあり方の相似形になってしまわないかということをお慮しますので、新たな知見が出てきたということをもって、真摯に検討し直すことが必要ではないかということで、樺島委員のご意見に賛成しますということをお伝え申し上げます。

丸田会長

わかりました。

曾我委員

昨年 9 月 27 日の大阪地裁での判決では、地域、年代を撤廃して広く認めたわけですけど、残念ながら行政とチッソが控訴して、高裁、最高裁に行く様相になっていますが、最終的に決着つくまでに、行政が動かないと、何十年もかかってしまう。そのうち、患者、裁判している原告の人がみんな亡くなってしまいうんですよね。

新潟でも、私どもの仲間の今の裁判が始まってから、もう 10 年が経っています。

段々、もう何十人も亡くなって、これからもバタバタ亡くなっていきますので、是非とも早く、結論を出していただきたい。もう、上級審の判断を待つ余裕なんかないと思いますので、ぜひ早めの決断をお願いします。

丸田会長

他にいかがでしょうか。  
ございますか。

河内委員

医学の世界では、診断基準と分類基準を分けて考えます。  
診断基準とは、鑑別や除外診断を行いながら、時間をかけながら、正確で確実な診断をするための基準です。  
一方、分類基準とは、疫学調査や臨床治験などの目的で使われるものです。分類基準を使用することで、**definite** (確実)、**probable** (ほぼ確実)、**possible** (疑い)などに分類し、疫学調査などで活用されることもあります。さらに個々の重症度に応じた重症度分類を加える場合もあります。分類基準に、重症度分類を加えることにより、きめ細やかな対応が可能になるかもしれません。

丸田会長

ありがとうございました。  
他にいかがですか。

渡邊委員

私も樺島委員、関委員と同意見です。  
そもそも以前から、フォローアップ健診事業とか、健康不安者に対する健診事業、健康相談事業では昭和46年末までというもう1つの基準が示されていて、例えば特措法で、健康調査をする際の基準もそうなっているんですよね。やはりダブルスタンダードなんですよ。  
だから、すべての水俣病の被害者の、患者の方々を救うということを考えれば、ダブルスタンダードになってはいけないと思いますので、来年で公式確認から60年ですが、それに向けて、ここでアップグレードを図るという形で、審議会としても、一歩前に出る形に出来ればいいなと私は思っております。

河内委員

追加させていただいてもよろしいでしょうか。  
公衆衛生学の専門家の最新の意見を取り入れていただきたいと思っております。

丸田会長

わかりました。

関委員

最新の公衆衛生学の知見ということで言えば、先ほどの事例に挙げられた大阪の判決が、最新の公衆衛生の知見を取り入れたものではなかったかと思うんですが、プラスアルファで何か必要であればそういうこともということですね。

河内委員

様々な見方がございます。新潟県が選定した公衆衛生学の専門家の意見も取り入れていただきたいと思っております。

丸田会長

では、今ほどのいただいた意見を踏まえまして、県と、私の方でまず相談をさせていただき、そのあとどのようにプロセスを、踏んでいくかについては、その都度、委員にお諮りをしながら進めていくということについて、今日の段階でご了承いただけますでしょうか。

関委員

一点、お願いしたいことがありまして、要請書にも書いてありますが、前回の要望のときには審議会が1年に一遍ですので、時期が悪いとどんどん先送りになって、お待たせするという、患者さんにとって切実な問題に対して、失礼な、真摯に向き合ったとは思えないような時間のかけ方をしてしまったという反省がございますので、できるだけ速やかに方向性が決まるようなスピード感でお願いできればと思います。

丸田会長

なるほど。わかりました。  
他に意見はございますか。

樺島委員

関委員からおっしゃっていただいたことは本当にそのとおりで、曾我委員からご指摘あったとおり、最終的によければいいというわけではなくて、やはり、今すぐ解決しなくてはいけない問題だと思うんですね。法律の観点からいうと、裁判に時間かかっても、最後は正しい答えが出るからいいみたいなどころがありますが、人間は生きているので、放置したままで時間を過ごすことは、それ自体すごく問題だと思います。ということで、私からもぜひ時間を大事にお願いしたいということも付け加えさせていただきます。

丸田会長

ありがとうございました。

では繰り返しになりますが、今日、委員の方々からいただいた意見を踏まえまして、県と相談をして、スピーディーに進めていけるように、最大限の努力をしたいと思いますので、今日のところは、ご承知いただきたいと思います。ありがとうございました。

では、審議会の会長としての進行は、ここをもって終わらせていただきたいと思います。ほぼ時間通りに進めることができました。ありがとうございました、感謝を申し上げます。  
それでは進行を事務局にお返しいたします。

武田参事  
(事務局)

丸田会長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第 14 回新潟水俣病施策推進審議会  
を終了させていただきます。  
本日は大変ありがとうございました。

## 5 閉会